

降霜に対する農作物の当面の技術対策

平成26年5月1日
農業支援課

チャ

被害時の茶樹の生育ステージと損傷程度によって対策が異なるので、被害実態に応じて対策を講じる。

1 整枝せん定

萌芽前後の被害の場合は放任する。

2～3葉期以降は損傷が著しい場合のみ新芽を刈り落とし、少ない被害なら放任する。

2 施肥

芽出し肥を施用していない損傷の大きい茶園では、速効性窒素肥料を窒素成分で10アール当たり10kg程度（硫安で2.5袋）施用する。

3 害虫防除

被害後はカンザワハダニが多発することがあるので注意する。

発生を確認したら薬剤防除を行う。なお、その際は薬剤によって摘採前の使用期間が異なるので注意する。

4 霜害を受けた茶園の摘採

畦の方位により被害の差が大きい場合は、摘採時期が異なるので生育に応じて2回に分けて（二度摘み）摘採する。ただし、再生芽は若芽摘みをして品質の低下をできるだけ防止する。

野菜

1 降霜被害を受けた場合には、生育状況を見ながら液肥の葉面散布等を行い、草勢の回復を図る。

2 茎葉の損傷部からの病害の侵入を予防するため、「病虫害・雑草管理の手引き」に基づき、速やかに殺菌剤を散布する。

かき

1 降霜被害を受けた場合には、果実の着果が判断できるまで待って、着果の多い樹では変形果を優先して摘果し着果数を制限する。着果の少ない樹は、変形果でも着果させ、樹勢を抑える。

2 茎葉の損傷部からの病害の侵入を予防するため、「病虫害・雑草管理の手引き」に基づき、速やかに殺菌剤を散布する。

薬剤散布は、「病虫害・雑草管理の手引き」を参考に使用基準を守ってください。